

令和5年1月26日

令和4年度第2回
塩竈市入札監視委員会会議録

塩竈市総務部管財契約課

塩竈市入札監視委員会会議録

令和5年1月26日（水曜日）午後3時00分 開会

出席委員（4名）

浦井義光委員長
赤石雅英委員（委員長職務代理）
品田誠司委員
鈴木光晴委員

欠席委員（なし）

説明のために出席した者

上下水道部下水道課
教育部教育総務課
教育部文化スポーツ課
上下水道部業務課
福祉こども未来部健康づくり課
市立病院事務部業務課

各課（係）長

事務局出席者

総務部長
総務部管財契約課長
総務部管財契約課契約係長

1. 開会
2. あいさつ 塩竈市長 佐藤 光樹
3. 報告
4. 抽出事案の説明
5. 議題

抽出事案の審議

- | | |
|---------------------------------------|------------------|
| ①R4ー補 藤倉3号雨水幹線築造工事 | 【上下水道部下水道課】 |
| ②塩竈市立第二中学校長寿命化改良工事
(I期)に伴う先行工事(建築) | 【教育部教育総務課】 |
| ③塩釜ガス体育館大規模改修工事設計業務委託 | 【教育部文化スポーツ課】 |
| ④-1定期交換等水道メーター(13mm)の修繕 | 【上下水道部業務課】 |
| ④-2定期交換等水道メーター(25mm)の修繕等 | 【上下水道部業務課】 |
| ④-3定期交換等水道メーター(20mm)の購入 | 【上下水道部業務課】 |
| ⑤-1令和4年度 結核・肺がん検診業務委託 | 【福祉こども未来部健康づくり課】 |
| ⑤-2令和4年度 前立腺がん検診業務委託 | 【福祉こども未来部健康づくり課】 |
| ⑥画像診断装置購入 | 【市立病院事務部業務課】 |

これより塩竈市情報公開条例第10条に規定する情報を取り扱うため、発言委員名及び企業名は伏せて公開

○職務代理 それでは、早速、本日の流れでございますが、まず初めに、工事請負契約2件及び業務委託契約1件を審議後、休憩を挟みまして、引き続き業務委託契約書3件の審議を行います。

まず初めに、「R4-補 藤倉3号雨水幹線築造工事」について、事務局より説明をお願いいたします。

○上下水道部下水道課 それでは、下水道課より、藤倉3号雨水幹線築造工事につきまして、まず工事概要につきましてご説明させていただきます。

初めに、資料のほうは、お手元の1ページ、工事概要の図面のほうになります。

まず、1の工事概要でございます。

工事名のほうは記載のとおりということでございます。

(3)の工事内容でございます。

施工延長が64.4メートル、こちらのほうをボックスカルバート、四角い箱のコンクリート製の箱の施工という形で、大きさが横が1,800ミリ、縦が1,700ミリの四角のコンクリート製の箱を設置していくという形になります。あとは特殊な人孔を接続部に1か所という形になります。

契約日は記載のとおりということになります。

(6)の契約金額が2億7,900万円という形になります。

受注者はA社という形になります。

まず、現況でございます。

右側の施工の位置図のほうをご覧ください。

場所のほうは赤でお示ししておる場所という形になります。こちらの赤の場所の整備という形であります。

下のほうに平面図を載せておりますけれども、赤の部分は上から見た部分、右側の部分は断面図という形で、横から見た部分という形になります。

現行の状況は左側の写真のほうをご覧ください。

両側、左側がちょうどガソリンスタンドという形になっていまして、写真右側のほうが大型の電気店という形の状況となっており、こちらの既存の矢板で造られておる水路、こちらのほうに新しいボックスカルバートを入れていくというような状況の工事となっております。

こちらにつきましては、国道45号が隣接する場所でございますけれども、交差点付近の冠水であるとか、浸水を解消するというものでございます。こちらの水路は、自然のもともと水路だった部分をその後埋め立てまして、昭和50年代にこういった既存の矢板の水路で整備が行われたということでございます。この水路のほうは、当時、入り江であったことから地盤が緩く、そのため、長年の沈下によりまして、写真のとおり、水が常にたまっているような状態ということでございます。こちらのほうを改修するという事で、流下能力の向上、さらに汚泥が堆積しないような形でもって整備をしていきたいというふうに考えているのが今回の工事の中身ということでございます。

○事務局 続きまして、契約担当から契約の概要をご説明いたします。

資料の2ページをご覧ください。

審議事案説明書でございます。

こちら、発注方法といたしまして、今回、一般競争入札の総合評価落札方式を採用いたしました。今回、総合評価落札方式を採用した理由といたしましては、本市の発注方法といたしまして、積算金額がまず3,000万円を超えるものについては一般競争入札を行っております。かつ、工種が土木一式、建築一式、管工事、舗装、水道施設の5工につきましては、なお一般競争入札の総合落札方式を採用しているため、今回こうした土木工事一式だったため、総合落札評価方式を併せて採用しているものでございます。

2、資格要件等でございます。

今回の資格要件につきましては、1点目といたしまして、営業所等を宮城県に有していること、2点目といたしまして、土木工事に係る特定建設業の許可を受けていること、3点目といたしまして、経営規模等評価結果通知総合評定値で土木一式の評価点が700点以上、かつ、1級技術者が2名以上であることという要件をしています。これは、いわゆる本市の土木一式のAランク業者でございます。

続きまして、3の手続経過でございます。

こちらが、入札日が令和4年8月24日に行っております。

こちらの落札金額につきましては、税抜きで1億8,900万円、落札率が89.06%。
契約の相手方につきましては、A社となっております。

続きまして、4ページをご覧ください。

こちらは工事契約台帳となっております。

工事契約台帳の右側の概要、右上の表をご覧ください。

本案件につきましては、6者が応札いたしました。

入札の結果、A社が、その下の表でございます。総合評価点順位というところでございます。
A社の総合価格評価点が10.943点、価格以外の評価点が9.5点、総合評価点、合計で
20.443で落札となりまして、その後、指名委員会で正式に落札者としてこちらは決定
いただいた案件でございます。

最後に、今回抽出いただきましたが、低入札価格の要因でございますが、まず、資料の61
ページをお開き願います。

こちらの表につきましては、総合評価落札方式を行った際の評価採点表となっております。

こちらの下段、下のほうに地域貢献の項目がございます。この項目を見ていただくと、評価
点の加点となる対象が、市内に営業所を有している、または、市内に住民登録を有している
従業員がいるなど、市内業者に有利となる採点項目となっております。

今回次点となりましたB社の地域貢献の評価点が6点、今回落札者となったA社の地域貢献の
点数が零点となっております。これは、金額に換算しますとおよそ1,200万程度のア
ドバンテージをもともとB社が有していることとなります。これは1点が、大まかにですけれ
ども、予定額の大体1%ぐらいになる計算でございます。つまり、市外の業者が落札をした
場合、ある程度低入札で入札をしないと総合評価点で市内業者を上回ることができないため、
今回低入札になったのではないかと考えております。

私からは以上となります。

○上下水道部下水道課 すみません、続きまして、資料の74ページをお開き願います。

こちらのほうが、今回、低入札価格調査制度の実施要綱に基づきまして調査を行いました調
査報告書でございます。

こちらのほうの部分の調査の内容でございますけれども、2の調査対象の概要のほうをご覧
ください。

こちらの表の5番です。事情聴取という形であります。8月31日にA社の支店長並びに工

事部の次長と聴取者、私が聞き取り調査を行って調査を行いました。

75ページをご覧ください。

こちらのほうの3.調査内容及び評価という形になります。

こちらにつきましては、下回った業者のほうから資料のほうの提出を求めまして、こちらのほうの記載にある①から、次のページの⑫の部分までの調査につきまして、資料に基づきながら聴取を行ったものでございます。

こちらのほうの特に②の部分の積算内訳書に係る部分でございます。

こちらにつきましては、聴取したところ、記載にありますけれども、工事費算出に係る積算基準、単価方法について適切に行われていました。会社としてみれば、現場や会社としての必要経費、まあ、会社として積み上げたという形で、率計上、我々公共施設は率で計上していますけれども、それ以上にコスト削減を図ることができたという内容でございました。

こちらにつきましては、次の77ページをお開き願います。

こちらのほうで、この表で取りまとめておりますのは、設計と今回提出していただいた見積りという部分を比較した表となります。こちらのほうの部分で、特に真ん中辺り、現場管理費といわれる部分、備考の欄に記載があるところでございます。並びに、一般管理費といわれる部分。こちらのほうの部分のほうが特に割合的に低かったということで聞き取りをしたところ、現場管理費につきましては、率計上ではなく、前向きなコスト削減を図ってきた状況でございます。下の一般管理費につきましても、こちら率計上ではなく、経費を支店全体の経費として積み上げたということで、全体の圧縮を図っていたというようなことが確認できました。

その結果、最終的に工事費の計、設計に対するパーセンテージということで、予定額は89.06%という形になっているという内容でございます。

説明のほうは以上で終わります。

○職務代理 ありがとうございます。

それでは、委員の方、ご質問ある方は挙手をお願いいたします。では、委員。

○委員 今の説明、ありがとうございます。どこまで申し上げて、大丈夫ですかというところがあるんですけども、その辺はどのようにご判断されたのかなというふうに。

○上下水道部下水道課 こちらのほうの聞き取りをしながら、資料のほう75ページにございます。こちらのほうでの工事の中で、特に⑨番ですね、76ページになります。

こちらにつきまして、この請負の業者につきましては、過去に本市の下水道工事、記載のとおり、28年の越の浦雨水ポンプ場放流工事であるとか、3つ目の越の浦雨水ポンプ場放流渠築造工事、さらに、令和2年度の災害復旧工事という形で3本、過去に近年実施しておりますので、実績も高く工事実績もあるというふうな評価をしております。

○職務代理 委員、どうぞ。

○委員 77ページの率計上ではなくというふうな、この、特に一般管理費ということですが、こういったような、いわゆる積み上げ方式というのは一般的なものなのか、まずそれを1つお尋ねしたいということが1点目です。

2点目、先ほどの点数の3点の加算、金額ベースにすると1,200万円というふうな形になっている。ということは、逆に考えると、市外業者が入札するということになると、一定程度金額を低めに考えていなければ、基本的には取ることは非常に難しいということに必然的になっているという、そういう理解で、改めて確認なんですけど、よろしいでしょうか。

○上下水道部下水道課 まず、1点目でございます。

私たちが公共工事をやる上では、基本的にその率計上をしているというのが現状でございます。施工業者さんにつきましては、率計上しながらも積み上げていくというのが実態だろうかというふうに思っております。まあ、一つ一つの現場、あと現在手持ちの工事であるとか、抱えている作業員の数とか、そういった部分でもって、率ではなく積み上げをしながらやっているというふうな形であると思います。

さらに、今回の次の2点目の質問でございます。

こちら70ページのほうをご覧ください。

こちらのほうが入札の執行表の結果となります。

今回、この表にございます1番から6番まで6者が入札に参加しております。こちらのほうでもって予定価格以下であったのが、1番から4番までの業者さんが予定価格以下だったという形になります。5番と6番が予定価格以上という形になります。

さらに、地元以外の業者の方が1番と2番、4番になるんですけども、1番と4番の方は2者とも調査基準価格を下回っているというような価格でございます。やはり地元以外の業者が参加するためにアドバンテージとして最初から入札価格を下げておくという部分の表れではないかなと思います。

○職務代理 よろしいですか。はい、どうぞ。

○委員 一般管理費要項を落とすというふうな形だとすると、もちろん、これは積み上げだと言ってしまうればそれまでなのかもしれませんが、結局のところは、これ、働いている方々の人件費に直接関わってきてしまうということで、そうなると、結局のところ安く安くというか、そここのところはいろいろ今後問題が発生することも、どうなのかなど。要するに、人件費が削られるということで全体が安くなっているということ自体に、これでいくと取られてしまうような気がするんですが、その点いかがでしょうか。

○上下水道部下水道課 確かに、その経費の圧縮というのは、人件費圧縮というふうな形に見られることもあるかなと思います。ただ、最終的に全体の経費見ていきますと、市のほうで設定している調査基準価格、失格基準価格まではいついていないというような状況でございますので、施工が可能というふうに判断をしております。

○職務代理 ええと、ちょっと、私、公認会計士ですので、この辺の価格の仕組みという話からしますと、現場管理費はこれは直接工事費なんですね。ですから、委員おっしゃったように、現場管理費を削減するということは、現場の監督が少なくなる、あるいは、ただ働きさせられるということでございます。しかし、一般管理費というのは本社コストなんです。本社コストというのは固定費といいまして、例えば、もう既に皆さん、損益分岐点というお話知っているかと思うんですけども、固定費を回収するためには売上げの総利益がこのぐらいなきやいけないというのがあるんですが、じゃあ、ある会社が、もう既に損益分岐点売上げを確保している会社だとすると、固定費を回収する必要ないんですよ。変動費だけを回収すればそのまま全部もうけにつながってしまう。ですから、そういう特殊な事情があればこういった一般管理費についても、まあ、うちとしてはこのぐらい回収できればもうそれでいいという判断ができるわけです。ですから、この辺が、一般管理費が他の会社と比べて低いということは、まあ、様々な要因ありますけれども、一番はそこですね。もうそこからの利益はそれほど要らないという。これも操業度をまだ損益分岐点に達していないので、もっと仕事取んなきゃいけないとなると、ここまで、2, 500万までもらわないと困るなどなるんですが、というからくりであるかなというふうに思います。

よろしいでしょうか。委員、どうぞ。

○委員 1点だけ。

今、いわゆる低入調査まで入ったということなんですけれども、これ一方で、公共工事ですので、品質のほうの確保ももちろん求められるということになるんですけれども、その辺の

あたりで何か取られている対策ですとか、そういったものあればお聞かせいただけると。

○上下水道部下水道課 こちらは、先ほどもご説明しました近年で3本ほど同じ施工会社が下水道工事を受注しているということでございましたので、実績が高く、総合点の評価点のほうも高い工事業者でございました。また、今回、現場代理人で登録している方、同じ工事を担当した方がさらに現場につくという形でもう登録されておりますので、施工実績から見ても十分やれるだろうというふうな判断をしております。

○職務代理 どうぞ、引き続きどうぞ、委員。

○委員 すみません。例えばなんですけれども、ちょっとそこまではやられていないのかもしれませんが、技術資料調査などもやられているようなんですけれども、そちらのほうは確認されたということなんですが、まあ、技術提案とか、これらっていないんであれなんですけれども、そういった場合の技術提案とかもらった際の確認ですとか、あるいは、何ていうんですかね、その成績表提示におけるそういった履行率の確認ですとか、あとは、何ですかね、下請さんへの適正な、法定的なものが適正に行われているかですとか、そういったところって何かやられている何かございませんか。

○事務局 お答えいたします。

今、本市で行っている総合落札方式といたしましては、特別簡易型ということでやっております。先ほどご説明しましたとおり、61ページの内容で評価しております。この内容につきましては、特別簡易型ということで、項目といたしましては、先ほどの地域要件ですとか、また、企業の施工実績だったりとか、本当に単純な資料の確認でできるような項目になっております。なかなか基礎自治体といたしましては、総合評価の方法については、もちろん県さんのほうでもいろいろ技術提案型というような総合評価落札やっているとされるんですけども、本市といたしまして、他自治体と比較しながら、検討課題というふうにさせていただきたいと思います。

以上になります。

○上下水道部下水道課 さらに、技術的な部分でありますけれども、こちらのほうにつきましても、調査の資料といたしまして、76ページの⑧労務者の確保計画という形で、こちらのほうで工種関係の協力会社の協力体制であるとか、そちらのほうのことも、本来は下請承認を得てからという形になるんですけども、事前にこういった部分、支店として協力関係にある会社を計画的な施工するための確保も十分なされているというようなことも確認はしてお

ります。

以上でございます。

○職務代理 よろしいでしょうか。

では、ちょっと私のほうからもちょっと1点。

61ページの総合評価技術資料調査書のところで、2番目だったB社さんが6点で、落としたA社さんが零点ということでしたかね。結果的にA社さんが落札したので、まあというか、あんまり問題になってならないかと思うんですが、これが、もし金額がA社さんのほうが低かったのに、点数の差でB社さんが何か落としたとかということになると、ここの地域貢献というところ、そこまで、この金額まで見ていいのかどうかというのは議論になったかなという気がします。今日は議論になっていませんけれども。

結局、ふるさと納税みたいなもので、市内に営業所があれば、そこから法人市民税、あるいは、そこに従業員の方がいれば住民税が塩竈市のほうに入ってくるので、こっちでお金出すけれども、税という形で塩竈市に還流されるという側面が1つですね、ここの地域住民といえますか、ここを重視する理由は。

それから、あともう一つは、災害等の臨時対応ですね。災害等が起こると、地域の業者さんがいち早く来てくれないと困るので、地域の業者を維持、育成していく責任が間接的にですけれども市にはあるだろうという、この2つの観点かなと思うんですけれども。

なかなかそれ、ですから、数値上で評価するのは難しいんですけれども、ただ、今回こういう客観的なルールをもって処理するというのはよいことだと思うんですが、あとは、付け加えればもう一つ、例えば、年間の累計ですね。1年間でどの程度、ここの地域貢献でもって、価格よりも地域貢献が上回ったことによって受注が決まったという案件、もしそういったものがあれば、そのところは、何ていうんでしょうね、年間で、金額といえますか、件数とか、この程度までに抑えるというような発想もプラスアルファであっていいかなというふうに思います。これルールづけの問題です。ルールづけをこの評価点だけではなくて、もう一つさらに踏み込んで、まあそういった、あるいは過去とかね、過去3年間とかね、そういったものもあっていいかと思えます、各業者ごとに。ちょっと脂っこい話ですけれども。そうじゃないと、何だよ、市の発注のやつ、この業者だけ全部取っているんじゃないのというふうに言われかねないですよ。じゃなくて、ちゃんと、そのときに、これでやっているから客観性があるんだではちょっと足んないかなと。もう一つさらに別な基準を設けて判定す

ることがあってもしかるべきかなという気がいたしました。ただ、今回のこの事例には該当しないので、単に私のちょっと思いついたということでございます。

あとほかの委員の方、何か。よろしいですか。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）では、これについては「R4-補 藤倉3号雨水幹線築造工事」の質疑を終わります。

それでは、担当課職員の交代をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

では、続いて、「塩竈市第二中学校長寿命化改良工事（Ⅰ期）に伴う先行工事（建築）」について、事務局より説明をお願いいたします。

○教育部教育総務課 教育総務課の小倉と申します。よろしくをお願いいたします。

それでは、事業の概要についてご説明させていただきます。

1の事業概要ですが、こちら本市の小中学校は施設の老朽化が進んでおり、文部科学省の学校施設環境改善交付金等を活用して段階的に施設の長寿命化に取り組んでおります。令和3年3月には、老朽化対策と質的改善、ライフサイクルコストの縮減などを目的に学校施設長寿命化計画を策定しており、計画に基づき今回の第二中学校の工事を行うものです。

なお、今回議題に上がっております本工事ですが、今年度着手しましたⅠ期工事の期間中に、普通教室及び職員室などの管理諸室が不足しているため、工事範囲外の特別教室などに各室の機能を一時的に移転するための改修工事を先行工事として実施したものであります。

次に、2の工事場所ですが、塩竈市楓町二丁目にあります第二中学校であります。

3の工事期間ですが、当初の期間が令和4年7月22日から9月30日まででしたが、10月31日までに延長しております。

4の工事概要についてはご覧のとおりですが、先ほど事業概要でご説明しましたとおり、工事範囲外の特別教室などを普通教室や職員室などに改修する工事となっております。

中ほどの図をご覧ください。

Ⅰ期工事管理・教室棟（南校舎・4階）と記載のあります校舎が今年度長寿命化改良工事に着手した校舎になります。そして、その上のⅡ期工事特別教室棟（北校舎・3階）と記載のあります校舎の1階と2階を今回の先行工事の対象としております。

右の（ア）現況と記載のあります図をご覧ください。

4つの校舎、建物を模した図となっております。一番左が4階建ての建物で長寿命化改良工事を行う南校舎、そして、その南隣の3階の建物が今回先行工事の対象となる北校舎となり

ます。ちなみに、その隣が長寿命化対象外の校舎、そして、その右隣が体育館、屋内運動場となります。そして、こちら今回の北校舎1階の技術室及び調理室を職員室や校長室などに、そして、2階の理科室1及び被服室を1年生の4クラスの教室に改修するものです。

なお、改修後のイメージがその下にあります（イ）第1工区（11月～2月）になります。7月上旬に北校舎2階の1年生4クラスの教室が完成しまして、供用開始しております。また、1階の職員室、校長室などは10月初旬に完成し、引っ越しを行い、供用開始しております。

最後に、5、その他ですが、今回の工事に関しまして、入札不調が2回続いていたため、仕様及び積算内容の見直しを行いまして、3回目の入札執行で落札、契約となっているところ

です。

教育総務課から事業の概要についての説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○事務局 続きまして、契約担当のほうより契約の概要をご説明いたします。

資料の2ページをご覧ください。

こちら発注方法といたしましては、今回、設計金額が3,000万以下ということで指名競争入札を採用させていただきました。

発注基準といたしましては、今回、建築ということで、本市の基準といたしまして、建築の設計金額6,000万以上がAランク、6,000万以下がBランクとなっておりますので、今回、建築一式のBランク業者の指名とさせていただきます。

先ほどご説明ありましたとおり、こちらの案件につきましては、1回、2回と2回不調となっております。そのため、今回の指名理由といたしましては、①市内建築一式工事A、Bランクで登録があり、前回、前々回の不調になった同案件の入札に参加したのが4者、②といたしまして、塩竈市近隣の一市三町（多賀城市、利府町、七ヶ浜町、松島町）に営業所を有し、コリンズにおいて学校等の教育施設改修工事の実績登録があるもの7者、①と②を足しまして11業者を指名した案件でございます。

こちらの入札日が令和4年7月12日、落札金額が税抜きで1,698万円、契約の相手方はC社となっております。

続きまして、4ページをお開き願います。

こちらが工事契約台帳となっております。

こちらの右側の表をご覧ください。

こちら先ほどご説明しましたとおり、11者指名しております。そのうち6者の応札がありました。今回、最低価格が9番のD社でございますが、こちらが最低制限価格を下回ったため失格となり、次点のC社が落札となった案件でございます。

以上、私からの説明となります。よろしくお願いたします。

○職務代理 あと、すみません、今回増額変更しているということだったかと思うんですが、その増額変更の理由はご説明はいただけますか。

○教育部教育総務課 私から説明します。教育総務課の新田と申します。

増額の内容、理由ですけれども、4、工事概要に示しております(1)の建築改修工事のうち、こちら着手後に内部の解体等をしたところ、劣化が著しかった箇所などが判明したために、その内容に関しては、補修の追加ですとか、内装仕上げ等の仕上げを変更したというところがございます。ごめんなさい、95ページの内容でした。すみません、失礼しました。すみませんでした。先に(2)のほうを説明してしまいましたが、着手後の調査及び学校からの要望により各種変更が生じたためとして、劣化状況に応じて内装仕上げの変更をしたということと、建具、家具等の撤去、移設を追加したということです。

そして、戻って(1)番の内容ですけれども、別途工事として発注しておりました先行工事の機械設備工事、こちらが4回にわたって不調となっております。今回の建築工事を含む関連工事の遅れが大きくなったことから、先行工事の機械設備工事から工事の一部を切り離して本工事に追加したため増額となっております。

以上です。

○職務代理 ありがとうございます。

それでは、ご質問ある方、挙手をお願いいたします。はい、お願いいたします。委員。

○委員 すごく素朴な質問になりますけれども、この設計などは、技術等を担当される方おられますね。これ、今回の件について、そういう担当の方って何名ぐらいでされたんでしょうか。

○教育部教育総務課 実質、私1人です。

○委員 お一人で。

○教育部教育総務課 はい。

○委員 大変だったんじゃないですか。

○教育部教育総務課 とても大変でした。

○委員 かなり事務量もすごかったのかなと思うんですが、いかがでした。

○教育部教育総務課 非常に大変でした。多かったです。

○委員 これ、なぜあなたお一人だったのかしら。

○教育部教育総務課 教育委員会の建築の技術職員が配置されているのが私だけでしたので、まあ、実務的に私が担当していたということです。

○委員 その点について、例えば、いろんな労働時間とかという問題も出てくるし、その辺でいうと働き方改革というものもあると思うんです。その辺の改善というのは考えていますか。

○教育部教育総務課 確かに技術職がこちらの教育総務課に1人だけということで、それ以外にもいろいろな工事関係を担当しています。そういった中で、そうですね、かなり負担にはなると思っておりますが、その補助的に時間外が発生しないように勤務のほうは調整しながら努めているところですが、やはりちょっと時間外勤務が出ているところなので、そのところはちょっと検討したいなどは思っているところですが、なかなか、そこはちょっと、そうですね、まあ、技術職をもう少し増やしてほしいという要望も今後していきたいと思っております。

○委員 その辺はいろいろ人事のこととか、内部のご事情があると思うんですけれども、やはりこれだけいろんなことやって、あとは変更工事も出てきちゃったり、次にまた工期も延びてとかって、がちゃがちゃがちゃがちゃやってきたわけでしょう。すごい労力だなと思っております、その点で改善の余地があるんじゃないかというふうに私思ったんで質問させていただきました。

それから、あともう一つとしては、こういう一括で何かできなかったということがいろいろ今ご説明あったんですけれども、もともと建築とか、あと電気とか、機械という、いろんな場面、部門が違ってきますよね。例えば、ゼネコンさんといったような総合的な力を持っているところをお願いするということは、特に選択肢としては考えなかったんでしょうか。

○教育部教育総務課 これまで学校の長寿命化工事、何本かやってきましたけれども、ほとんどの学校について、建築、電気、機械の分割発注を基本としておりました。これは先ほど、特に地元業者さんの各工種ごとの受注機会を確保するという観点からそういった分割発注をしてきた経過がございます。しかしながら、まず、建築一式という形への包含発注というのができないわけではないというのか、まあ、そういう発注方法も選択肢としてはあるのかなというふうには考えております。

○委員 私からは以上です。

○職務代理 あと、何か質問。委員、お願いします。

○委員 同じような中身だとは思いますが、これ、そうすると、実際は7本に分かれている工事という理解でよろしいですかね。そうすると、7本の工事を結局お一人でということになると、なかなかそれは非常に業務量的にも負荷もすごいだらうと思うんです。これは次々、何ていうんですか、次はどこをやる、次はどこをやるみたいな形なので、恐らく最初のほうでちょっとずつずれると後ろにどんどんどんどんずれていって、さらにというふうなことがある。全くの素人考えなんですけど、これ、例えば、プレハブみたいなところをどんどん造ってしまって、一度そこに全く逃がしてしまって、あとやるとかといったような、そういったような、まあ、恐らくいろいろ考えられた末こうなったんだらうと思うが、そういうようなどんどん逃がしてしまうようなことは考えられなかったのかというのが1つです。

もう一つは、95ページの(2)の中に、文言の中に、学校からの要望により各種変更というふうなことが書かれているんですが、これって正直どこまでお話を聞かなければならないのかなと思っているんです。もしここに書いてあることだとすると、やっている最中に学校のほうから、これもこうしてほしい、ああしてほしいということが仮にあったとするならば、さらに話がややこしくなってしまうと、どんどん工事自体が当初と変わっているものになってしまうんじゃないかと思うんですが、そのところはいかがでしょう。

○教育部教育総務課 まず、1つ目ですが、プレハブの仮設教室を造ればよかったのではないかとのご質問です。

実は、設計段階でそういったことも検討しました。ただ、経費の面でなかなか難しいというところで、既存の校舎を仮設教室に造り替えて工事を進めましょうということで、今回このようなやり方を取ったものになります。確かにプレハブを造ると、そうですね、進み具合だとか、学校の活動についても支障がなく進められたのかなと思いますが、今回はこのような形でのやり方となっております。

○教育部教育総務課 2点目の質問についてですけれども、学校からの要望による変更ということですが、主に最後の行の建具、家具等の移設や撤去というものを追加したという内容となっております。ええと、何ていうんでしょうね、これも分離している関係で、ほかの工事に撤去として計上していたようなものを、やはりこれに移して最初はしたいとか、そういった要望が着手後に出てきたりですとか、何でしょうね、子供たちの出入りとかの関係で

ちょっとここに扉を1か所追加してほしいですとか、そういったところが着手後の打合せの中で出てきた関係で、まあ、仮設とはいえ、ちょっと1年程度使う教室ですので、使い勝手のことを考えて追加したという、追加の判断をしたというところでした。

以上です。

○職務代理 委員、どうぞ。

○委員 そうなると、やはりおっしゃることはよく分かるんです。もちろん実際に使うという立場からすると、こう直してほしいというのはもちろんあるとは思いますが、だとすると、やはり実際的に関わっている方々を少し増やすというような形でないと、なかなか7本の工事を考えながらさらにそこまでということになると、本当に業務量的に大変だろうなとは思いますが、このところは教育、恐らくこれからこういったような形の長寿命化の案件が増えてきますよね。先ほど言ったとおりに、もしプレハブが金額的に難しいということであれば、やっぱりこういうようなタイプの進め方になると思うので、そうなった場合、やはり人員というか、一定程度考えていただかないと、多分結局予算のオーバーに最終的にはつながってしまうんじゃないかなというふうに思います。

○職務代理 あと、何か。委員、どうぞ。

○委員 いろいろとお話を伺って、すごく大変ご苦労されたんだろうなと。まあ、これからはですよね。

ちょっと、委員の先生皆さんおっしゃったことなんですけれども、ちょっと分割がやっぱり細かかったかなという気が、ちょっと正直な感想として思っていて、関係者というか、業者さんが増えれば増えるほどというか、その調整にすごく苦労されるというふうなことになるかと思っておりますので、せめて建築、電気、機械の区分ごとぐらいに分けられるような、なかなか、何ていうんですかね、切り替わりのタイミングとかもあって、なかなかそれもまとめて出せないというような状況もあるかもしれないんですが、その辺の発注方法については、これからの検討事項としていただければいいのかなというふうに思いますのと、あとは、これから、令和4年の末からもまた2工区ということでスケジュールが控えておりますので、調整のほうをしっかりとやっていただけて、進めていただければなというふうに感想として思います。

以上でございます。

○職務代理 委員、ありがとうございました。

あと、何かございますか。

なければ、ちょっと私のほうからまた。

着手後の調査及び学校からの要望により各種変更と。これは文科省のほうの予算を使ってやるので、恐らく教諭、校長先生とかですね、そちらの現場からの要望はある程度入れなきゃなんないという、プレッシャーかどうかは分かりませんが、そういうものもあつたのかなというふうには思います。

あと、それから、委員の皆様おっしゃっている、こういった分割発注の様子どうのこの、これ、あくまでも一般論で言うと、建築というのは、まず設計管理の事務所か設計士がやって、現場管理もやって、そのまま工程なり、出来具合なんかも設計事務所が見るんだと。このぐらいの工事だと、もしかしたらばそういった設計管理事務所を関与をさせるとちょっとコストアップで、ですから、市のほうでの技師さんが中心になって、そういった工程管理も含めて、そういったものも全体を見ざるを得ないという状況なのかなという感じはしました。

ただ、先ほど来、業務量が、各委員の皆さんも大変でしたねというのもあるんですが、私はまた別な観点から、失礼な話、ちょっとご容赦ください。質は大丈夫かという。つまり、1人が全部決めて、その工事の出来の質はどうなんだろうと。今日の会議の冒頭、市長からあのお話があって、あのお話があるんだけど、要は、質の問題だろうというふうに思うんですよ。こちらの教育総務課という、私も詳しく、ちょっと行政の中身あまり詳しくないんですけども、建築関係で一番詳しいのはやっぱり建築課とか、あとは土木課とかですね、水回りだと水道課だとかね、やはりそれなりの専門家の方がいらっしゃるだろうと。ということは、学校担当は教育総務課であったとしても、物を建てる場合には、塩竈市の各部にいる技師が全員そろって議論をして、これが一番いい建て方、やり方だとか、あとは部材について、今こういうのが一番前衛的なものがあるんだとか、そういった皆様の、何ていうんでしょうかね、チームワークでそういった最終決定をしていかないと、なかなか難しい面があるんじゃないかと。

あと、さらに言うならば、また失礼な話でごめんなさい。市の職員だけではちょっとなかなか難しいとなれば、例えば、県のほうからとか、あるいは、下手するとゼネコンさんとかね、そういったところから最新のそういった技術水準とか、工事のレベル、レベルといたらどうなんでしょうね、そういったものの若干のお手伝いといってもいろいろなお手伝いの仕方あるかと思うんですが、何らかの関与で、やはり市のこういった技師の方たちのレベルアッ

プを図っていくというようなことを、個人の問題ではなく、組織として、市としてやっていけないとなかなか難しいところがあるかなという気がしました。

○教育部教育総務課 教育総務課には技術職が1人しかいませんけれども、産業建設部の技術職の方に、電気ですとか、機械設備だとか、そちらのほうの専門の方にもご相談させていただきながら、こちらで分からないこと、そういったところは相談させていただいて、設計の段階でも行っておりますし、その後の工事、発注した後の管理に関しましては、もう全面的に産業建設部の技師の方にお手伝いいただいているところです。また、技監にも、こちらの長寿命化工事に関しましては相談をたくさんしております、たくさんのアドバイスをいただいております、本当にまだ若い職員で不安なところをそういったほかの専門の方たちにバックアップしていただいて、かなりお手伝いをいただいているところではあります。まあ、担当1人ですけれども、それ以外の市役所全体の専門技術職の方たちと一緒にこちらの工事のほうは進めておりますし、今後の工事についても、あとⅡ期に入りましても、そういったところで協力をいただきながら進めていきたいとは思っておりますので、よろしく願いいたします。

○職務代理 回答ありがとうございます。ということは、現実には、そういった方たちの適宜のアドバイスを受けてということだったと思うんですが、私が考えているのはもっと違うレベルです。責任誰取るんだということです。アドバイスですから、責任は教育総務課が取れよという、何かそんな気がしてならないので、そうじゃなくて、ちょっと責任というところとちょっと大げさなんですけれども、市として、何ていうんでしょう、市の工事ですから、ですから、市が全体がこの工事のレベルについて、建築工事全体についてですね、各部門の技師が責任を負うんじゃないかと、全体が責任を負うんだという、そういう組織といますか、というほうが望ましいんじゃないかなというふうな気がしたんですね。いかがでしょうか。

○事務局 全体の組織的なものも含めてのお話ということで、総務部からちょっとお答えをさせていただきたいと思います。

大変ありがたいアドバイスありがとうございます。

今、現状としまして、私どものほうも様々な施設ございますが、それぞれの所管する部門によりましてその管理をさせていただいております。今ご議論いただいております学校施設であれば、やはり現実的には教育部のほう所管ということで、それを修繕等を行う際にもその範囲で行っていただいているというのがあります。道路でしたら建設の担当、そういった

ところの役割分担があるという中でございますが、なかなか我々としても、採用する立場という点でも募集をしても、なかなか応募をしていただける若い方々もいらっしやらないような状況もちょっと続いているようなところもございます。そういう意味で、担当には大変苦労をかけているというところは大変申し訳ないとは思っているところでございます。ただ、それを解決する策といたしまして、今頂戴したようなアドバイスというものの可能性、こういったところは検討してみたいというふうには思います。

まあ、大きく、何ていうか、物を造ったり、営繕をしたりする部分の大きくくりな意味での担当部署というのがつくれるかどうかというアドバイスかというふう思うところではございますが、そうすると、今度やっぱり管理、建物の管理という問題というのも逆に今度出てきてしまうという課題もございますので、ちょっと今日のところで、このような形を明確にやれるというお答えはできないところではございますが、今後の組織運営でのアドバイスというふう受け止めさせていただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

○職務代理 ご説明ありがとうございます。私のほうも、今すぐこうせいということではなく、こういう方向性というのがあるんじゃないでしょうかという意図で発言させていただきました。

あと何かございますでしょうか、ありがとうございます。はい、どうぞ。

○教育部教育総務課 すみません。冒頭、私の回答がちょっと言い過ぎというか、過剰だったかなというところで、すみません。あの、まあ、設計の実務的なメインの担当は私だったんですけども、教育総務課長さっきお話ししたとおりなんですけど、まちづくり・建築課とかの先輩方と一緒に取り組んできておりますので、先行工事に関しては私がメインの担当でしたけれども、本体の工事、本体の電気、建築に至りましては、まちづくり・建築課の職員の方々に現場としてはバトンタッチしている状況でしたので、そういった役割で今のところは進めてはおりますので、はい。ただ、それが、今の状況が一番いいかというのもまた別の話かと思っておりますので、そのあたりはまた現場としては検討していきたいなと思っておりました。ありがとうございます。

○職務代理 どうもありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

それでは、次、担当職員の交代をお願いいたします。

では、続いて、「塩釜ガス体育館大規模改修工事設計業務委託」について、事務局よりご説明をお願いいたします。

○教育部文化スポーツ課 それでは、塩釜ガス体育館大規模改修工事設計業務委託につきまして、私、文化スポーツ課長の武田よりご説明させていただきます。

1 ページの事業概要でございます。

塩釜ガス体育館は竣工から35年以上経過しておりまして、建築内外装及び電気・機械設備の経年劣化が進行しておりまして、各部の破損や不具合が生じております。また、地震時には、外壁や天井など非構造部材の落下などの被害が発生している状況でございます。

それに加えまして、平成26年に改正にあった建築基準法施行令に適合しない既存不適格建築物であるため、施設の安全性確保の観点から耐震天井化や設備機器を含む非構造部材の耐震化を実施する必要があるとございます。

市民及び利用者の安全確保及び利用性向上のため、塩竈市公共施設再配置計画及び個別施設計画に基づきまして大規模改修工事を実施するため、改修設計を行うものでございます。

2の施設概要でございます。

建築年、先ほど申し上げましたとおり、昭和61年9月、もう36年経過しているものでございます。構造につきましては鉄筋コンクリート造りの2階建て、面積につきましては、敷地、建築、延べ床、記載のとおりでございます。

3の業務概要でございます。

施設の現況調査、アスベスト含有建材調査、非構造部材の点検調査及び構造検討、実施設計業務、積算業務、省エネルギー計算業務、関係機関協議、概略工程表及び仮設絵図の作成といった内容となっております。

4の契約事務スケジュール、5、業務スケジュールにつきましては、ご覧のとおり、記載のとおりでございます。

6のその他でございます。

全体の工事期間の工区割りの設定及び代替施設の確保等につきましては、文化スポーツ課を中心に関係各課と協議の上決定するといった内容となっております。

○事務局 続きまして、契約のほうから契約概要をご説明いたします。

資料の2ページをご覧ください。

審議事案説明書でございます。

こちらの発注方法につきましては、今回、設計金額が3,000万円を超えていましたので、条件付一般競争入札を採用しております。

今回の参加資格の要件等といたしましては、1点目、本市の競争入札参加登録簿において建設関連コンサルタントの部門の建築一式で登録があり、宮城県内に営業所を有していること、これは205者程度想定しております。

2点目といたしまして、過去10か年におきまして国または地方公共団体から元請として受注し、引渡しが完了した運動施設の実施設業務（延べ床面積3,000平米以上の運動施設の新築工事または増築工事、改修工事）の実績があることといたしております。

今回の落札価格のほうは税抜きで2,645万円、こちらの落札率が54.21%になっております。

なお、契約の相手方につきましては、E社となっております。

資料の4ページをご覧ください。

こちらにつきましては、業務契約台帳となっております。

右側の表をご覧くださいと、今回6者応札しております。うちナンバー2のE社のほうが今回落札したということになっております。

続きまして、今回抽出していただいた理由の低入札価格となった要因についてで、私のほうから説明させていただきます。

まず、本市におきましては、建設関連業務委託、いわゆるコンサル業務につきましては、従来より低価格入札の傾向がございました。ちなみに、令和4年度の1者特命随契を除く建設関連業務委託の平均落札率がこちらの78.78%、令和3年度が75.52%、中には落札率が51%を下回る案件もございました。コンサル業務に係りましては、工事とかとは違いまして、材料等々を購入するための必要がほとんどないため、かかる経費のほとんどが人件費と考えられますので、そういった仕事はどうしても欲しいというか、欲しい業者につきましては、この人件費を抑制しながらも低価格入札で落札をしているものと考えられます。

また、本市の業務委託のダンピング対策についてなんですけれども、業務委託につきましては、一般競争の総合落札方式のみ調査基準価格制度を設けております。それ以外の発注方法に関しましては、特に最低制限価格を設けていないのが現状ですので、そのため低入札価格ができる環境となっているというのが一つの今回低入になった要因ではないかと考えております。

私からは以上となります。よろしく願いいたします。

○職務代理 ありがとうございました。

それでは、ご質問のある委員、挙手を。委員。

○委員 今回、建設コンサルタントに係る業務委託で、落札率が54.21%とかなり低くなっているのですが、このちょっと件について、これによって、実際の業務において、人件費などの、そういうしわ寄せというのはいかないのかしらというのが心配です。

あと、この業務内容の品質、これも大丈夫かなということ。先ほどもお話ありましたけれども、設計業務に関してもダンピング防止ということの措置を考えていかなきゃないかというふうに思った次第です。

以上です。

○事務局 お答えいたします。

今後のダンピング対策はどのようにしたらいいのかということなんですけれども、県内の他市の状況を見ますと、既に7割を超える自治体がこの建設関連業務についても最低制限価格を設けている状況となっております。その理由といたしまして、最低制限価格を設けていない自治体がありますと、このような逸脱した低価格での入札が行われる可能性がありまして、結果、次世代の担い手ですかね、育成の障害となっているというのは考えられます。本市といたしましても、このような状況を踏まえまして、コンサル業務委託のダンピング対策については取り組むべき課題であると考えております。なお、庁内でこの件につきまして議論を踏まえながら、前向きにこちらとしては取り組んでいきたいと考えております。

以上になります。

○職務代理 ありがとうございます。

何か質問ございますか。では、委員、お願いします。

○委員 すみません、まず、これ設計価格、予定価格の算出なんですけど、これは見積り等取られてのものなんでしょうか。まずそこをお伺いしたいと思います。

○教育部文化スポーツ課 まず、予算に関しましては、見積りを取っており、それから算出しております。予定価格の算出の根拠となる設計書の作成については、公共建築工事の設計業務委託の委託料算定基準から算定しています。

○委員 担当課側で積算されたという。分かりました。

あと、すみません、先ほどちょっとお話ありましたけれども、大分低落札率だということで、他市を参考に最低制限価格の設定なども含めて今後考えられるというふうな理解でよろしかったんですかね。（「はい」の声あり）ちょっと業界のほうとも話をしているけど、やはりそ

のダンピング対策ということで、やはりその意識が業界のほうも向いております。何ですかね、やっぱりどうしても実績をつくりたいということで無理な価格競争に、何ていうんですかね、各社やってくるというふうな形にもなりかねないと思いますので、そういった点も含めて、ぜひとも最低制限価格であったり、まあ、県の場合ですと失格判断基準ということで、総合評価やった上でそれ以下になった業者には請け負っていただかない、いただけないというような仕組みなどもあります。前回の1回目の委員会のほうでもお話しさせていただきましたが、そういった情報であったりとか、内容についてのご相談とかも、全然我々のほうも大丈夫ですので、その辺も含めてお話しいただければいろいろとご相談には乗れるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○職務代理 ありがとうございます。

あと、ほか何かございますか。よろしいですか。

ちょっとまた私のほうから。

どうしても設計業務って、工事の発注状況というか、例えば、こちら宮城県だと、震災の10年を過ぎると業務量がどんと落ちてきちゃうということで、業務量がある程度ある発注業務が、設計事務所がですね、設計環境があると、それなりの値段じゃないと、うちらも人員配置決まっているから、これじゃないと駄目よというのはあるんだけど、仕事の量が減ってくるとうこういうことがどんと起きてきちゃうんですね。

それに対して、じゃあ、これを請け負う工事業者について、先ほどもありましたけれども、1回、2回不調で、理由を聞くと管理者不足というんですよ、現場管理者ね。要は、この辺の人のバランスがよろしくないわけですよ、という気がします。これは別に塩竈市に文句言ったってしょうがないんですけれども、私、東北地方整備局の入札監視委員会もやっていますんで、この辺、これ同じ話しているんですよ。これ、国としてもっと技術者、管理者をもっと増やしてくれないと、かといって、設計事務所からそっちに転用というわけではないんですよ。それをやってくれないと、各入札の現場ではもう困ってしまうと。ちゃんとそういった人材の育成とか、そういった方針を長期的に見てやってくれないとうこういうアンバランスが出ちゃうんじゃないですかと。ということで非常に大変かとは、設計事務所の方は大変かと思うんですが、それでも何とかこれで事務所の維持はされているようなので、レベル的には当然ちゃんとした仕事もしていただけるはずなので、現行はこんな感じかなという。だから、逆に、あまり低入を厳しく設けちゃうと不調になるとうようなところがあるのか

なという気もいたします。

では、あとはよろしいですか。

それでは、ここで10分間、ちょっと時間押していますけれども、休憩を取りたいと思います。再開は、今4時28分ですから、では38分からの再開というふうにさせていただきます。じゃあ、休憩をお願いします。

午後4時28分 休憩

午後4時38分 再開

○職務代理 すみません、ちょっとまだ時間、休憩予定の時間より早いですが、委員の皆様もおそろいということで、よろしいですかね。

では、これから後半戦再開したいと思います。

それでは、後半戦は、まず、「定期交換等水道メーター」13ミリ、25ミリ、20ミリ、これらについて、3つの案件ですが、同種案件ですので一括して事務局より説明をお願いいたします。

○上下水道部業務課 上下水道部業務課長の渡辺と申します。前回に引き続きよろしく申し上げます。

まず、冒頭に、抽出内容につきまして、こういう理由でとお話しいただきましたので、概要と一緒にその部分のご質問も併せて答えさせていただきたいと思います。その答えの後に契約業務について私のほうから説明させていただきたいと思いますので、お聞き取りください。よろしく申し上げます。

それでは、まず、概要及び回答ということで担当から報告します。

上下水道部業務課の小川と申します。よろしく申し上げます。

それでは、議題の4-1から4-3でございますが、一括でご説明いたします。

発注についての事業概要でございますけれども、まず、水道メーターでございますが、有効期間が決まっております、製造から8年と定まっております。7年経過したメーターを定期交換する事業でございます。

まず、13ミリの修繕、まあ、修繕についてでございますけれども、新品で購入したメーターでございますが、8年経過しまして、そちらを再使用するために修理をするものでございます。修理したメーターは蓋を赤に塗装し納品します。

続いて、修繕等でございますが、再使用後に8年を経過したメーターを引き取っていただき、新品を同数分精査納品しております。メーターの蓋を青色に塗装し納品します。

購入につきましては、新規で購入し、メーターの蓋を青に塗装し納品しております。

メーターの蓋の色分けにつきましては、メーターを管理する上で分かりやすくするために、新規には青、修理したものは赤としております。

続きまして、発注の状況でございますけれども、口径ごとの発注につきましては以前より行っております。理由につきましては、費用の面や準備について考えれば一括発注が合致するのではないかなと思っておりますが、水道メーターはライフラインに不可欠なものでございますので、例年、必要な口径の個数が多くございます。一括発注により入札不調または納品の遅滞などのリスクを回避するため、また、それから大口徑、50ミリを越すメーターでございますが、取り扱わない業者もございますので、これまで一括発注は行っておりませんでした。今年度につきましては、社会情勢、ウクライナ戦争や新型コロナウイルスの蔓延により物価高騰並びに部品調達が不足することなど、水道メーターの製造ラインに影響することが分かりましたので、リスクの分散を考え、業者ルートを広げる方法にしたほうがよいと判断し、これまでのとおり、口径ごとに発注し、確実に納品できる時期の8月末に納品期限を設定したところでございます。

以上でございます。

続きまして、契約部分につきましてご説明申し上げます。

まず、初めに、4-1の「定期交換等水道メーター（13mm）の修繕」の契約についてご説明いたしますので、お手元の資料の2ページをご覧ください。

発注方法は、予算額が200万円で3,000万円未満ですので指名競争入札を採用し、5者指名し、4者が入札に参加しております。

指名理由につきましては、本市指名登録業者のうち、物品・水道用品または物品・機械器具の計測用機械器具の業種登録が116者あり、そのうち水道メーターの取扱いがある5者を選定しております。

次に、4ページの物品契約台帳をご覧いただきたく、4ページお願いしたいと思います。

指名・入札の項目の入札の欄に記載のとおり、令和4年6月10日に入札を執行しております。

右側の欄には、当日の入札状況を記載しております。

1者棄権のため欠席となり、4者応札となっております。

左側の欄にまた目線をお戻りいただきますと、税抜き予定価格が126万7,500円に対して最低価格が94万5,750円と下回っており、F社が落札となっております。落札率は74.62%となっております。

契約日につきましては令和4年6月15日、完成期限は令和4年8月31日となっております。

続きまして、4-2の「定期交換等水道メーター（25mm）の修繕等」の契約について、同じようにご説明いたしますので、お手元の資料の2ページをご覧くださいと思います。25ミリ修繕等の2ページでございます。

発注方法につきましては、予算額が50万円以上ですので随意契約ではなく指名競争入札を採用し、5者指名し、4者が入札に参加しております。

指名理由につきましては、本市指名登録業者のうち、物品・水道用品または物品・機械器具の計測用機械器具の業種登録が116者あり、そのうち水道メーターの取扱いがある5者を選定しております。

次に、同じ資料の4ページの物品契約台帳をご覧くださいと思います。前段と同じように、右と左手をご覧くださいになる形になります。

まずは、令和4年6月10日に入札を執行しております。1者棄権のため欠席となり、4者応札となっております。

また、予定価格39万2,000円に対して最低価格が24万6,960円と下回りましたので、F社が落札となりました。落札率は63%となっております。

契約日は令和4年6月15日、完成期限は令和4年8月31日となっております。

最後になりますが、4-3の「定期交換等水道メーター（20mm）の購入」の契約についてご説明いたしますので、お手元の資料の20ミリ購入の部分の2ページをご覧くださいと思います。

発注方法につきましては、予算額が3,000万円未満ですので指名競争入札を採用し、5者指名し、4者が入札し参加しております。

指名理由につきましては、本市指名登録業者のうち、物品・水道用品または物品・機械器具の計測用機械器具の業種登録が116者あり、そのうち水道メーターの取扱いがある5者を選定しております。

恐れ入りますが、次に、4ページの物品契約台帳をお開きいただきたいと思います。

令和4年6月10日に入札を執行しております。1者棄権のため欠席となり、4者応札となりました。また、予定価格645万1,200円に対しまして最低価格が542万9,760円と下回り、G社が落札となっております。落札率は84.17%となっております。

契約日は令和4年6月16日、完成期限は令和4年8月31日となっております。

以上、契約の概要でございました。よろしくお願ひいたします。

○職務代理 ありがとうございます。

抽出理由の中で、一括発注できない理由ということで、あと口径別に扱っている業者さんも違うのではというお話でしたが、何かこれについて、各委員、ご質問はございますでしょうか。

○委員 結局、私考えたのは、入札に来ている業者さん見ても、大体同じ方々で、1者で、1つのメーカーで大体これ全部、この3つの修繕、修繕等、購入ができるんじゃないかとすれば、修繕、修繕等、これ一括しての手続でよいのではないかなと。これによってかなり事務量が減るんじゃないかと。これ一回一回やっているよりもそのほうが効率的じゃないかなと思っていましたので、教えてもらいたいと思って選んでいます。

○上下水道部業務課 その事務量を考えれば、確かに細かく分けるよりはやはりやすいのかなということで、先ほど私のほうも説明したところでございますが、以前から、まあ、昔からというとあれなんですけれども、分割といった、口径ごとに発注している流れというのは続いている状況で、当然管理する、こちらでも管理している中で確実に、先ほども説明申し上げましたが、ライフラインに不可欠なものということになりますと、一括発注したときに仮にものが入ってこないということも、おそれもあるかということもございまして、以前、こちら過去の事例でございますけれども、他自治体でございまして、発注したメーカーのほうに品質に不備があったということで出荷停止になった事実があったと、過去にいた職員のほうから聞いたところでございますが、そういったこともありまして、一括発注は今までもしなかったというところでございます。つまり確実に納品できる、今のところ分けていた理由としては、事務手続は確かに大変というか、かなりの時間かかるということになりますけれども、確実に納品できるためにということで分けていたという形でございます。

以上でございます。

○職務代理 よろしいですか。（「はい」の声あり）

あと、ほかの委員の皆さんは何か。じゃあ、委員、どうぞ。

○委員 素人考えであれなんです、リスクの分散ということだとすれば、どうなのでしょう、この水道メーターという業界自体が非常に狭い業界で、こういう5者とか、そういうところしかまざるものなのかどうなのか。もしリスクを分散させるということだとすると、いろんな業者にもっと声をかけてやってもいいんじゃないかなということと、先ほど言った、20ミリなら間違いなく入れられるけれども、例えば、13ミリなら難しいかもしれないというようなリスクの管理というのはちょっとよく分からないなと思っています。もしリスク管理ということだとすると、何か別に、例えば、これ1個当たりの単価ってみんな3,600円とか4,000円とかで、全部合わせても多分1,792とか、970個とかなんで、そんな大きい数ではないと思うんですが、やっぱりこれは納入できない可能性もあるという、先ほどそういう事例があったということなんです、現に他自治体でもそういう事例って頻繁にというか、発生しているんでしょうか。もし仮にこの水道というもののリスクということだとすると、水道以外でもほかのところのライフラインの部分のところで行っているものというのは、みんな分割発注しなきゃなんないという理屈になってしまいかねないので、ここは水道だから、まあ、間違いなくライフラインなわけですが、水道だから分割ということとはちょっと議論が違うような気がするんですが、いかがでしょうか。

○上下水道部業務課 一括発注の可能性というのも実際ないことはないというふうには考えておりまして、ただ、ほかのほうの事例ということで先ほど申し上げましたけれども、この場合は、たしか記憶にあると、鉛の含有量が多めに入っていたということで、それが流出する可能性があるということで、発注した段階で出荷停止になっちゃって、もう一回入札なりなんなりということで納期が遅れたという危険性があったってことがありましたので、その辺も考慮しながらちょっと動いていたんですね。なので、ちょっとその辺のライフラインといえは電気メーターもそうじゃないとか、いろいろあると思いますので、どのような形で一括発注できるかということはまたちょっと検討させていただきたいなと思います。

水道業者のほうなんです、全国的には31者製造等を行っているメーカーがございます。そのうち、今、塩竈市に指名登録しているのが5者ということで、こちらの5者を全て指名してメーターの発注の入札を行っているところでございます。

私の足りない部分を補っていただきましたけれども、そういう形で、私が30年前ここに、水道部に勤めていた頃はもう少し数あったんですが、業者さんも、だんだんいなくなってきたという形も戻ってきて感じているところです。前いた業者さん、何で名前挙がってい

ないのと聞いたところ、もうこちらでは指名登録していないみたいなんですねって話とかお聞きしていただきましたので、そういうことで、一括発注につきましては、ちょっとまた内部でどのような形ができるか検討させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○職務代理 ありがとうございます。

あと、何か委員の方、質問等ございますか。よろしいですか。

じゃあ、また、ちょっとまた私のほうから。

やっぱりこの事例を見ると、これは一括発注でいいんじゃないかなという気がします。先ほど得意としている口径だとか、あるいは、扱っていないというのはちょっとよく分からない。やる作業が口径が違ったとしても同じだとすれば、あくまでも一般原則としては、大量受注したほうがコストは下がるはずですので。

あとは、もう数十年同じ発注しているということになると、塩竈市はそうなんだろうということで業者さんも思っていると思うので、今度からこの全種類一括発注としてやりますのでよろしくお願いします。ですから、受けるつもりがあれば、その全種類をメーカーが、この業者さんはそろえるはずですよ。

それから、何ていうんですか、メーターのレベルの問題、鉛が混入、それはもう取付業者の問題ではなくて、その製造物の責任の問題なので、当然入札の中にそういった問題のないものを選定すること。だから、そこを違反してやればもう損害賠償請求ものという、そういうことかと思うんで、もうその辺のところまで市がおもんばかる必要はないんじゃないかと。要は、レベルの低いのと高いのとあって、そこも発注側が選ばなきゃいけないというのは、もしかしたら、かなり昔はそういうことがあったかもしれませんが、やはり今の世の中、かなりもう余計なぐらいちゃんとしたものをつくれよという世の中だから、かなり淘汰されてきているのかなと思うので、そういったことからすると、もう一括発注でも、こちらのコストダウンのね、そのコストデメリットからすると、やってもいいような気がいたしますので、その辺ご検討よろしく願いできればと思います。

あと、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

じゃあ、担当職員の交代お願いいたします。（「ありがとうございます」の声あり）

では、続いて、「令和4年度 結核・肺がん検診業務委託」及び「令和4年度 前立腺がん検診業務委託」について、これ同種案件ですので一括して事務局から説明していただくんですが、ちょっとこの議論の前に皆様にお伝えしたいことがありまして、これ公益社団法人の

案件なんです、私、H会に公益法人化も含めて関与しておりますので、こちらの法人の中身は熟知しております。ですので、ちょっとそういう意味では独立性といいますか、こういう審議会においては独立性というのが議論されるんですが、何かを決めるので採決するとか、そういったものだと通常は私は立ち入らないというふうになるんですが、今回は各委員の方からの意見とか、各委員の意見というものを出すという場ですので、特段退席することなく、私も取りあえずは議論に参加させていただいてということによろしくございましょうか。

(「はい」の声あり)

よろしいですか。それでは、それで続けさせていただきます。

それでは、説明を事務局よりお願いいたします。

○福祉子ども未来部健康づくり課 それでは、本件につきまして、健康づくり課担当の櫻下よりご説明申し上げます。

結核・肺がん検診及び前立腺がん検診は、市民健康診査の項目の一つで、例年6月下旬から7月にかけて、後期高齢者健診、国保特定健診などと同時に実施しているものでございます。

どちらも実施場所は、塩釜ガス体育館、塩竈市保健センター、マリンゲート塩釜の3か所で、期間中、会場を巡回する形で実施しております。

令和4年度における委託期間は、契約日である令和4年6月3日から令和5年3月31日までとなっております。

各検診の内容につきましては、結核検診は法律により定期の健康診断の実施が定められており、肺がん検診は国の指針により早期発見による死亡率の減少が目的とされております。

対象者は、結核検診は市内に住所を有する65歳以上の者、肺がん検診は40歳以上で希望する者となっております。

検診項目は、胸部エックス線検査、また、年齢及び喫煙本数により喀たん検査があります。

前立腺がんにつきましては、生活習慣病予防の一環として、早期発見、早期治療によりがんによる死亡の減少を目的としております。

対象者は、市内に住所を有する50歳以上の偶数年齢の男性で検診を希望する者です。

検査項目は、血液による前立腺特異抗原検査、PSAでございます。

各契約の概要については以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 続きまして、私のほうから契約の概要をご説明いたします。

資料5-①の2ページをご覧ください。

こちら発注方法につきましては、1者特命随意契約を結んでおります。

随意契約の理由といたしましては、本業務につきましては、令和4年度結核・肺がん検診等事業の実施に係るがん検診業務であり、検査に従事する多数の専門の資格や知識を有する医師、看護師、医療技師等、及び検査に必要な多数の医療機器、機材が必要であり、これらの人材及び物品は競争入札では得ることができないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、H会と随意契約を結んだものでございます。

こちらの落札金額につきましては、資料の5ページをご覧ください。

こちらにつきましては、1件ごとの単価契約での契約を結んでおります。1つ目といたしまして胸部エックス線撮影料、こちらが契約金額が1,100円。以下10項目につきまして、全て落札率100%という案件になっておりました。

続きまして、5-②前立腺がん検診業務委託の契約概要についてご説明いたします。

こちらにつきまして、先ほどと違った点、相違点のみご説明させていただきます。

こちらの随契理由につきまして、先ほどと同様の理由となっております。

こちらの契約金額につきましては、また資料の5ページをご覧ください。

こちらにつきましても、1点ごとの単価契約になっております。1つ目のPSA腫瘍マーカー、こちらが契約金額が1,980円。以下4項目となっております。全てこちらも落札率は100%となっている案件でございます。

私からの説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○職務代理 抽出理由としては、これは分割発注になっているけれども何で細分化されているのか。何か一緒にとか、何か効果的な発注方法を検討されたことはないかという抽出者からのご意見ありましたけれども、それについては何かご説明ございますか。お願いします。

○福祉こども未来部健康づくり課 この契約につきましては、確かに受診率を向上するため、特定健診等と時期を合わせて実施しているという経緯がございます。また、対象者、検診項目等が異なることから検診ごとに実施要領を策定しているため、それに基づき契約を行ってきたということで、1検診につき1契約となっているという状況がございました。

ただ、ご指摘のとおり、今後、事務の効率等を考慮しまして、合わせられる検診時期とか、おっしゃるとおり、H会との契約ということをお考えますと、一本化するなど、契約本数が減らせるよう検討してまいりたいと考えているところでございます。

○職務代理 ありがとうございます。

それでは、ここでご質問ある委員の方、挙手をお願いいたします。じゃあ、委員、お願いします。

○委員 今お答えのあったとおりで、これで一括でぼんとやってどうよという形で、これ完全にできるんじゃない。これにおいて一回一回やるなんて事務量ってもう大変だと思うんですね。だから、少しでも皆さん、ゆとりのある時間持ったほうがいいと思うので、直すものだったら直してあげたらいいのかなというふうに思いました。

以上です。

○職務代理 では、ほかの委員の方、何か質問等ございませんでしょうか。では、委員、お願いいたします。

○委員 これは質問というよりも、この表を見ると、やっぱり健康、肺がん、前立腺がん、子宮頸がん、胃がん、大腸がん、乳がん、部位によって全部個別の契約になっているというところもあると思うので、できる限りこれをまとめるほうが事務的にはいいんじゃないかなと。あるいは、特定健康診査とか、これも後期高齢者とか様々に分かれているというふうなこともあるので、できる限りまとめるほうがいいのではないかなというふうには思います。

○職務代理 それについていかがでしょうか。

○福祉こども未来部健康づくり課 おっしゃるとおり、できる限りまとめる方向で検討していきたいと考えます。ありがとうございます。

○職務代理 あと、何か質問ございますか。よろしいですか。

じゃあ、また最後私のほうから。

特命随意契約ということで、単価についてなんですけど、この単価はどのようにというか、その妥当性ですね、どのように考えていらっしゃいますか。

○福祉こども未来部健康づくり課 単価につきましては、参考見積りを聴取したものに基つき積算をしているというものになっております。また、近隣自治体で行っている単価につきましても聴取したところですが、あまり大きな差はなく、妥当であるのではないかと考えているところでございます。

○職務代理 恐らくH会でもその辺の近隣の医師会との情報を密に取って、あまり大きな金額の変動がないようにというようなことをしているとは思いますが、やはりまず最低限そのような作業が必要だと思いますし、また、特命随意契約ということで、まあ、H会は、塩竈市民の健康のために設立された公益社団法人ですので、よく相談しながらやっていければ、やって

いっていただければなというふうには、個人的には思っておりますけれども。

あと、では、何か質問ございませんか。よろしいですか。（「はい」の声あり）

担当課職員の交代、お願いいたします。

では、続いて、「画像診断装置購入」について、事務局より説明をお願いいたします。

○市立病医院事務部業務課 市立病院の業務課の平塚と申します。私からご説明させていただきます。

資料6の1ページをお開き願います。

まず、今回の画像診断装置の購入に係る概要及び経緯でございます。

放射線科におきまして使用しております画像診断装置でございますが、一般的な装置の耐用年数6年と言われております。その6年を大きく超えて10年以上使用していること、及び、部品等の製造の中止によりメーカーによる点検が終了となっていることから保守対応が行えないという状況がありますので、今回機器の更新のため購入したものでございます。

2の購入機器は、以下の6装置でございます。

ちょっと名前に機種名難しいので、ちょっと具体的にご説明いたしますと、コンピュータ一断層診断装置というのはCTと言われる装置でございます。エックス線を利用した撮影装置ということになります。

2つ目の磁気共鳴断層撮影装置というのはMRIということになっています。こちらは磁力と高周波が電波を利用した撮影装置ということになります。

エックス線透視撮影装置につきましては、こちらバリウムを飲んで検査する機器という状況でございます。

4つ目と5つ目の回診用エックス線撮影装置、フラットパネルにつきましては、ポータブル用の機器でありまして、移動してすぐできるようなエックス線の装置であったり、フラットパネルはエックス線をデジタル化してパソコンに取り込むということが出来ますので、すぐに身近に画像が確認できるという装置でございます。

三次元画像処理装置というのは、名前に記載のあるとおり、3D化できるということで、手術とかに利用する際に、より詳細で緻密な画像が見えるという状況があると。

以上の6装置ということになっています。

納期につきましては、令和5年7月31日までとしておりますが、こちら納期を長期間に設定した理由でございますが、世界的に半導体が不足しているという現状がございます。その

部分と、ウクライナ情勢とかの不安による流通の懸念、及び、病院としてやっぱり繁忙期というのがございますので、そういう繁忙期を避けたい理由から更新のスケジュールを院内で調整をいたしまして、令和5年7月までとしておりますが、現在の状況ですと、令和5年5月ぐらいの連休明けの納期を見込んでいる状況でございます。

積算額は、税抜きで2億904万円という状況でございます。

続きまして、契約の内容をご説明させていただきますので、2ページをお開き願いたいと思います。

発注の方法ですが、条件付一般競争入札を採用しております。

資格要件でございます。

本市の入札参加資格承認簿に登録しております県内に営業所を有している、及び、4月6日の公告の時点で物品・役務部門の医療機器材に登録しているという、この2つの条件をクリアしている業者90者のうち、最終的に入札参加した業者は3者という状況になってございます。

手続の経過でございます。

4月6日に公告をいたしまして、4月6日同日から4月26日までの受付期間としまして、翌4月27日に入札を行ってございます。同日に落札決定に係る指名委員会を経まして、翌4月28日に契約締結という状況でございます。

4の金額でございますが、設計・予定価格は同額の税抜きで2億904万円という状況でございます。落札価格は税抜きで1億9,500万、落札率は93.28%となっております。

26ページから28ページに入札の経過でありましたり、落札決定に係る指名委員会の資料がありますので、後ほどご覧いただければと思います。

5の契約の相手方でございますが、I社でございます。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○職務代理 大変ありがとうございました。

それでは、ご質問のある方、委員、挙手をお願いいたします。委員、お願いします。

○委員 かなり高額なお買物というところになるので、果たして塩竈市立病院さんとして、これだけの器具全部が必要なのかどうか。特に、ほかの病院との、何ていいますかね、助けってもらったりなんなりすることも可能であるという状況を見ますと、ここまで全てそろえる必要あるのかなという疑問があります。

あと、仕様書のほうを見ると、確かに回収費とかという、あと、1年間のメーカー保証とか、かなりなっていますけれども、維持管理にどれだけの費用がかかるのかなというふうに考えました。その点、ちょっと教えていただきたいなと思います。

以上です。

○市立病医院事務部業務課 まず、これだけの高額な機器が必要かというお話ですけれども、基本的には、うちの病院というのは二次医療機関ということになってございます。かかりつけ医のところから、例えば、診察してほしいとか、やっぱり救急に診てほしいという状況があれば、やっぱりCTとかMRIで診る。なかなかかかりつけ医ですと、やっぱり場所的な部分とかもございまして、やっぱり大きな機材を入れられる状況がございませんというところもありますので、やはりこういう我々のほうがそういうところを担って、いろいろと調べていくというところが必要なところだと思っております。

あと、もう一つ、回収できるのか、維持管理というところでございますが、今回、税抜きで1億9,500万という状況でございます。令和3年度でございますが、全部の機器で診療報酬として収益で見られる額が約1億円程度見られますので、機器自体は2年ちょっとでクリアできるのかなと考えております。そのほか、保守として年間2,500万ぐらいかかりますので、その部分考えると、収益は1億程度ありますので、十分回収はできるのかなと考えておる状況でございます。

以上でございます。

○職務代理 よろしいですか。（「大丈夫です」の声あり）ほかの先生、何かご質問。委員、お願いします。

○委員 これ質問というか、確認で教えていただきたいんですが、こういったような装置というのは、既にあるものを全部取り替えるということですか。既に何台かあるうちの1台ずつ、これ計画に従って、先ほどおっしゃられたとおり、本当は6年で交換しなくちゃならないものを、ものによっては10年というふうにおっしゃっていた。そうすると、例えば、CTみたいなものは2台、3台ある中のまず今回これを交換してと、そういうような中身なんでしょうか、これは。

○市立病医院事務部業務課 実際、さっき言った耐用年数は6年という状況があります。まあ、前々からいつ入替えかという部分を院内では検討しております。それにつきましても、やっぱり病院の収益というのはございますので、今ですね、昔ですとちょっとなかなか収益的に

厳しい状況があったというところがありますが、今、安定してちょっと収益が見込めている状況もあるというところから、今回購入、一気に6装置を購入したという経緯があります。前段として、10年本当は経過する前に見ていけばいいんですけども、そういう収益の状況があったというところを踏まえて、今回こういう購入になったという経緯があります。

以上です。

○委員 このCTが例えば2台、3台ある中の1台交換ということなんですか。それとも、CTはそもそも1台しかないので、今回それを交換するということ。

○市立病医院事務部業務課 CTは1台ですね、はい。

○委員 1台、ああ、分かりました。

○職務代理 よろしいですか。（「はい」の声あり）

あと、何か質問ある方は。よろしいですか。

じゃあ、私のほうから。

委員のほうから必要性、費用対効果ということで、本当に必要なのかという。

私、会計士、税理士なので、もっと厳しく。経済合理性というのは数字で見っていきます。例えば、CTあるいはMRIだとすると、その稼働率ですね。1日何人の患者さんのCT、MRIの撮影をしているのか、空き時間はどうかです。医療機関がこういった機械を導入するときに、新規導入は非常に楽なんです。例えば、MRIを導入すると、脳ドックだの何だかんだとって、新規のそのための患者さんが来るので、採算計算はそのプラスアルファで計算します。全体の収入ではありません。その機械を導入することによってプラスアルファの収入が幾らだと。それに対するコスト、人件費か材料費か、直接コストを引いて、それで、じゃあこれで1日何人で、何年間で、このぐらいペイするから、じゃあこれだったら導入していいんじゃないというふうな機械の導入の意思決定をします。

難しいのが既存設備の入替えですよ。そうすると、今言ったような、機械を導入することによってのプラスアルファは期待できないですよ。期待できないのね。そうすると、その必要性というか、純粋な必要性でしか、つまり、今の医療水準かな、あるいはその収支を維持するために不可避であるということなのかもしれないけれども、だとすると、じゃあ、ない世界もシミュレーションしなきゃいけないですよ。これがない世界でどのぐらいの収入と支出でもって、企業経営でいうと大事なものは収入だけ、支出だけ、違うんですよ。収支差なんですよ。収支差が出るかというのを意思決定の第一の重要性で考えます。だから、

収入が、これを、コスト導入することによってその収入が維持されて、かつ、収支差額が出るのであれば、投資として有効であるというふうに見えるんですね。ですから、ちょっと私も塩竈市立病院のそういった収支だとか、一度も拝見したことがないので、具体的なことでいうと何とも言えないんですけども。

あとは、もう一つ、委員がおっしゃったのは、やはり時代の流れでもって近隣にも同程度の機械の導入、具体的にいうと、仙塩病院の利府とか、あそこ整形を専門にやっているんで、もうMRIなんかはなかなか撮れないんですよ。撮れないというのは、緊急性があるんですけども、ちょっとMRIの何が足んないのか分かんないけれども、何日か待ちとか、そういう状態が続いているようです。さて、塩竈市立病院はどうなのか。だから、そういった効率性とかを考えていくと、そこで待っているCT、MRIの患者さんたちを、塩竈市立病院のほうでスケジュール調整をして、もう操業度をどんどんどんどん高めていくと、そういう工夫ができるのであれば、まだ新規導入の一つの理由づけにもなるかと思うんですけども、ですから、その辺の操業度というんですけども、その辺のところを考えて新規設備の導入を考えなきゃいけないかなと思います。

あと、すみません、もう一つ、ちょっと長くなっちゃうんですけども、最近、日本の中では、もうコロナ禍とかでDXを推進しようということで、機械とソフトウェアの投資というのが、新しい検討をしなきゃいけないと。その中で、先日というか、昨年4月に公正取引委員会のほうからベンダーロックインに関する検討というのが文書が出ています。ベンダーロックインというのは何かというと、入札なんかで、例えば、コンピューターとか投資するとき、要は、ゼロ円入札とかあったじゃないですか。要は、ソフトウェアは後から買ってもらう、あるいは、保守の維持管理とかでうちに来なきゃいけないんだから、そこで得を取ればいいという、要は、そういう事例が入札で非常に大きく影響を及ぼしているんですね。これが各自治体にヒアリングをすると、そこでもって非常にちゅうちょするというか、要は、長期的な予算化が必要ということですよ。今回もそうでしょう。機器導入するけれども、保守だとか、そういったものをその関連業者にしか扱えられないわけですよ。となると、実はその辺のことも全部含めて発注業者を選定しなきゃいけないということもあるんですけども、そもそもその金額自体の妥当性をどう判断するかというところが非常に難しいと言われているんです。ここのベンダーロックイン対応で、恐らく今年、来年あたりから国、県を通して入札についてはそういったことを注意してやるようにというのは出てくるかなというふ

うには思っています。ですから、今回も委員の方々から、いろいろと保守料だとか、そういったものが今後どうなっていくのか。一応検討されているということではあるんですけども、本来はそのところも含めて投資は、投資するかしないかの意思決定をしなきゃいけないというのがあります。

ただ、どうやら、ちょっとうわさというか、そういったのが総務省だと思うんですが、そこから出てきたので、各ベンダーさんも、うっ、やべえってなって、今までとは違った入札金額を入れてきているといううわさが私の耳にはちらほら出てきています。まあ、やっぱり入札制度ってなかなかいたちごっこで、これをやったから終わりということではないものですが、皆様の創意工夫をまず前面に出して、なるべくコストが高いというんじゃないですよ。一番もったいないのが、私のもったいないのは、これ入れちゃいけないということは決してない。せっかくこういうものを入れたのに利用がされていないというのが一番無駄だなというふうに思いますので、入れる必要があるとすれば、これを今度やはり操業度を高めて、何か利用、活用を図るという措置を積極的に検討していただければなというふうに思います。すみません、長くなりまして。

以上、私の意見でございます。

あと、何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

では、ありがとうございました。